

## 医療法人社団明芳会 訪問看護の運営規定

### 訪問看護・介護予防訪問看護

### 医療法人社団 明芳会 江田訪問看護ステーション 運営規定

#### (事業の目的)

第1条 医療法人社団明芳会（以下「法人」という。）が開設する江田訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護および指定介護予防訪問看護事業及び指定居宅サービスに該当する訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下「看護師等」という。）が、病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態及び要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定老人訪問看護または指定訪問看護または指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護等」という。）の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

#### (運営の方針)

- 第2条 ステーションの看護師等は、要介護状態となった場合でも、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活の維持、回復を図ると共に生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 2 事業の実地に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
  - 3 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

#### (事業の運営)

- 第3条 ステーションは事業の運営にあたって、かかりつけ医の訪問看護指示書に基づく訪問看護計画書により適切な訪問看護の提供を行う。
- 2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの看護師等によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(事業の名称)

第4条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称：医療法人社団 明芳会 江田訪問看護ステーション
- 2 所在地：神奈川県横浜市青葉区荏田町 1236-7 江田駅前ドエリング 205号

(職員の職種、員数および事業内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数および職務内容は次のとおりにする。

- 1 管理者：看護師又は保健師 1名

管理者は、常勤かつ専任とし、ステーションの従業者および業務の管理監督を一元的に行い、適切な事業の運営を行われるように統括する。ただし、ステーションの管理上支障がない場合には、ステーションの他の職務に従事し、他の事業所、施設等の職務に従事できる。

- 2 看護職員：ステーションに勤務する保健師、看護師、准看護師は常勤換算で 2.5名以上となるように配置する。なお、1名は常勤でなければならない。看護職員は、訪問看護計画書および報告書を作成し、訪問看護を担当する。

※健康保険法に基づく訪問看護ステーションは助産師を配置することができる。

- 3 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士：ステーションの実情に応じた適当事数を配置する。理学療法士または作業療法士、言語聴覚士は、訪問看護と連携して訪問看護計画書および報告書を作成し、訪問看護（在宅における看護業務の一環としてのリハビリテーション）を担当する。

- 4 事務員：必要な事務を行なう。

(営業日および営業時間)

第6条 ステーションの営業日および営業時間等は、事業者の職員就業規則に準じて定めるものとする。

- 1 営業日：月曜日から金曜日までとする。

土・日・祝日および年末年始（12月30～1月3日）を除く。

- 2 営業時間：午前9時から午後5時30分までとする。

- 3 電話等により、24時間常時連絡相談、必要に応じ訪問が可能な体制とする。

(訪問看護の提供方法)

第7条 訪問看護提供方法は、次の通りにする。

- 1) 訪問看護の利用希望者がかかりつけ医の医師に申し込み、医師が交付した訪問看護指示書に基づいて、訪問看護計画書を作成し、訪問看護を実施する。
- 2) 利用希望者または家族から直接申し込みがあった場合は、かかりつけ医に訪問看護指示書の交付を求めるよう指導する。

- 3) 利用希望者に主治医がない場合は、ステーションから区市町村医師会あるいは保健福祉センター等に調整を求め対応する。
- 2 指定居宅サービスに該当する訪問看護の提供方法は、次の通りとする。
  - 1) 訪問看護の利用希望者の被保険者証により被保険資格、要介護認定または要支援認定（以下「要介護認定等」という。）の有無、要介護認定等の有効期間を確認し、被保険者証に介護保険法 73 条第 2 項に規定する介護認定審査会の意見が記載されている場合にはその意見に配慮して訪問看護を提供する。
  - 2) 介護予防または居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った訪問看護を提供する。なお、利用者が介護予防サービス又は居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者または居宅介護支年事業所への連絡、その他必要な援助を行う。
  - 3) 訪問看護の提供に際し要介護認定等を受けていない利用者申し込みには。要介護認定等の申請がすでに行われているか否かを確認し、行われていない場合には、利用者の意思を踏まえて、速やかに申請が行なわれるよう必要な援助を行うものとする。
- 3 訪問看護 DX 情報活用について、次の通りとする。  
電子情報処理組織の使用による請求を行い、健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認を行う体制を有し、居宅同意取得型のオンライン資格確認等のシステムを通じて利用者の十分な情報を取得し、当該情報を活用し質の高い医療を提供する。

#### (利用時間及び利用回数等)

- 第 8 条 健康保険法に基づくステーションが行う訪問看護の実施時間は、30 分以上 1 時間 30 分を標準とし、2 時間は超えないものとする。
- 2 健康保険法に基づくステーションが行う訪問看護の利用日数は、週 3 回を限度とする。但し、厚生労働大臣が定める疾病等の患者及び急性増悪等により特別指示書の交付された利用者は除く。
  - 3 前 2 項に規定に関わらず、介護予防サービスまたは居宅サービス計画に基づく訪問看護に係る利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。

#### (訪問看護の内容)

- 第 9 条 ステーションの訪問看護の内容は次の通りとする。

1. 病状・障害の観察
2. 清拭・洗髪等による清潔の保持
3. 食事・排泄等日常生活の世話
4. 褥瘡の予防・処置
5. リハビリテーション

- 6.ターミナルケア
- 7.認知症看護患者の看護
- 8.療養生活や介護方法の指導
- 9.カテール等の管理
- 10.その他医師の指示による医療処置

(利用料)

第10条 ステーションは、訪問看護の基本利用料として介護保険法及び健康保険法または老人保健法に規定する厚生労働大臣が定める基準の額の支払いを利用者から受けるものとする。尚、当該訪問看護が法定代理受領サービスに該当するときは、保険負担割合に応じた額とする。

- 2 ステーションは、基本利用料のほか、看護師等の訪問看護の提供が、次の各号に該当する場合には、その他の利用料として別表の額を利用者から受けるものとする。
  - 1) 第6条第1項に定める営業日以外に行う訪問看護
  - 2) 第6条第2項に定める営業時間以外に行う訪問看護
  - 3) 1回の訪問看護が2時間を超えるとき
  - 4) 介護予防サービスまたは居宅サービス計画上の訪問看護時間を超過して訪問看護を行った場合(但し、介護予防サービスまたは居宅サービス計画の修正ができない場合に限る)
  - 5) 介護保険における緊急時訪問看護加算契約以外の緊急に行った訪問看護の場合
  - 6) 訪問看護と連続して行われる死後の処置
  - 7) 医療保険、介護保険で請求できない訪問看護の場合(但し、訪問看護事業の目的に即したものに限る)
- 3 ステーションは、実費負担の利用料として、おむつ代等の費用を利用者から受けるものとする。また、通常の事業の実施地域を超えて行う訪問看護等に要した交通費は、通常の実施地域を超えた所から、片道分を1キロメートルあたり100円とする。
- 4 利用者からのキャンセルがあった場合で、サービス提供の前日17時までに連絡があった場合は無料。サービス利用当日の場合は当該基本料の10%、当日も連絡がなかった場合は当該基本料金の100%を徴収する。但し、利用者の病態の急変、入院や不幸等やむを得ない事情がある場合のキャンセル料は不要とする。
- 5 ステーションは、前4項に係る利用料の支払いを受けた時は、基本利用料とその他の利用料(個別の費用毎に区分する)について記載した領収書を交付するものとする。
- 6 ステーションは、訪問看護の提供の開始に際し、利用者またはその家族及び身元

引受人に対し、基本利用料及びその他の利用料の内容・金額等について説明し、その理解を得るとともに、通常業務を行う地域以外の地域についての訪問看護に係る交通費の徴収に関しては、予め文書による同意を得なければならないものとする。

(注)法定代理受領サービス(省令第37号第2条第5号規定)

法第41条第6項(法第53条第4項において準用する場合も含む)の規定する居宅介護予防サービス費または居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅予防サービス費または居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。

利用料金表で表示する場合は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護と法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護とを明確に区分し、誤解を与えないようにすること。

(通常の事業の実施地域)

第11条 ステーションが訪問看護の提供を行う通常の地域は以下の通りとする。

実施の区	実施地域
青葉区	青葉台1丁目、あざみ野1~4丁目、あざみ野南1~4丁目、市ヶ尾町、美しが丘1~5丁目、美しが丘1,3丁目一部、梅が丘一部、荏子田1~3丁目、荏田北1~3丁目、荏田西1~5丁目、荏田町、大場町、柿の木台、鉄町、黒須田、上矢本町、下矢本町、桜台一部、新石川1~4丁目、すすき野1~3丁目、たちはな台1丁目一部、つつじが丘一部、千草台、藤が丘1~2丁目、みたけ台、みすずが丘、もえぎ野、もみの木台、元石川町
都筑区	あゆみが丘、牛久保1~4丁目、牛久保町、牛久保東1,2,4,5丁目、牛久保西1~4丁目、荏田東町、荏田東1~4丁目、荏田南町、荏田南1~5丁目、大棚町、大丸、川和町一部、葛が谷、北山田1~5丁目、勝田町、すみれが丘、茅ヶ崎中央、茅ヶ崎南3~5丁目、茅ヶ崎東2,3丁目、高山、中川1~8丁目、中川中央、長坂、二の丸、平台、東山田1~3丁目、富士見ヶ丘、見花山、南山田町、南山田1~3丁目
宮前区	有馬4~9丁目、犬藏1~2丁目、鷺沼1~4丁目、土橋2~3丁目

(緊急時における対応方法)

第12条 看護師等は、訪問看護を実施中に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行う事とする。主治医に連絡が取れない場合は、緊急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

2 看護師等は前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(苦情処理に対する措置)

第13条 指定訪問看護事業所は、提供した指定訪問看護に係る利用者からの苦情に迅速

にかつ適切に対応するために、必要な措置を別紙のとおり講じることとする。

- 2 事業所は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力すると共に市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した訪問看護等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した訪問看護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

#### (虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、虐待発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
  - 2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - 3) 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
  - 4) 前3号に掲げる措置を適切に行うための担当者を、管理者とする。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### (身体拘束等の原則禁止)

第15条 ステーションは、サービス提供にあたっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行わない。

- 2 ステーションは、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人または家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

#### (事故発生時の対応)

第16条 利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防に当たっては地域包括支援セ

- ンター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 前項の自己の状況及び事故に際して採った処置を記録する
  - 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う

(業務継続計画の策定に関する事項)

- 第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定訪問看護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続に従い、必要な措置を講じる。
- 2 事業者は看護師等に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
  - 3 事業所は、定期的に業務継続の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症対策について)

- 第18条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- 1) 母体病院と連携を図りながら、事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
  - 2) 事業所における感染症予防及びまん延防止のための指針を整備する
  - 3) 事業所において、看護師等に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する

(従業者の就業環境の確保について パワハラ・セクハラの防止)

- 第19条 事業所は、適切な指定訪問看護事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第20条 ステーションは地域社会で重要な役割を担っていることを認識し、利用者及びその家族との良好な意思疎通を保持しつつ、職員の質的向上を図るために研究・研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
- 1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

## 2) 継続研修 年3回

- 2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従事者であった者に業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
- 4 ステーションは、訪問看護に係る記録を整備し、これらの書類を訪問看護完了後2年間保管しなければならない。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、開設法人とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 付則

- この規定は、平成12年4月1日から施行する。
- この規定は、平成20年1月1日から一部改正施行する。
- この規定は、平成26年4月1日から一部改正施行する。
- この規定は、平成30年4月1日から一部改正施行する。
- この規定は、令和元年10月1日から一部改正施行する。
- この規定は、令和2年8月1日から一部改正施行する。
- この規定は、令和4年8月1日から一部改正施行する。
- この規定は、令和5年7月14日から一部改正施行する。
- この規程は、令和6年6月1日から一部改正施行する。
- この規程は、令和7年4月1日から一部改正施行する。